

資格取得を目指す

ひとり親家庭のパパ・ママを応援します！

—高等職業訓練促進給付金—

○ 高等職業訓練促進給付金とは. . .

母子家庭の母、父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために、6月以上養成機関等で修業する期間（最大48月）について、ひとり親家庭の生活の負担軽減を図るため、月額10万円（課税世帯は7万500円（最終学年は、支給月額を4万円加算））を支給します。

○ 支給対象者

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
ただし、所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者としてします。
- ・ 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ・ 仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められること。

※ 以下に該当する方、該当見込みの方は対象外となります。

- ・ 過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことがある方
- ・ 職業訓練を受講し、求職者支援制度の職業訓練受講給付金を受けている方
- ・ 職業訓練を受講し、訓練延長給付を受けている方
- ・ 専門実践教育訓練で教育訓練支援給付金を受けている方

○ 主な対象資格

看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等

※ その他の資格については担当窓口へご相談ください。



裏面もご覧下さい

○ 応募期間・応募方法

令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水） ※ 町村在住者

※ お住まいの地域によって、制度や募集期間が異なる場合があります。必ず事前に下記のお問い合わせ先へご相談ください。

※ 応募期間以外も入学前の事前相談等、随時受け付けております。

※ 予算に限りがあるため、応募者多数の場合は抽選になる場合があります。

お住まいの市町村	担当部署 福祉事務所	連絡先
国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	北部福祉事務所	0980-52-0051
恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	中部福祉事務所	098-989-6603
西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町	南部福祉事務所	098-889-6364
多良間村	宮古福祉事務所	0980-72-3771
竹富町、与那国町	八重山福祉事務所	0980-82-2330
那覇市	子育て応援課	098-867-0111
宜野湾市	児童家庭課	098-893-4411
浦添市	こども家庭課	098-876-1234
名護市	子育て支援課	0980-53-1212
糸満市	こども未来課	098-840-8111
沖縄市	こども家庭課	098-939-1212
豊見城市	こども応援課	098-850-0024
うるま市	こども家庭課	098-974-3111
南城市	こども相談課	098-917-5309
宮古島市	子育て支援課	0980-73-1966
石垣市	こども家庭課	0980-87-9911

発行： 沖縄県こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課（令和7年2月）
TEL：098-866-2500 MAIL：aa001309@pref.okinawa.lg.jp